

## 会議録

### 令和2年第3回更別村議会定例会

第3日（令和2年9月14日）

#### ◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件  
第 2 認定第 1号 令和元年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件  
第 3 認定第 2号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 4 認定第 3号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 5 認定第 4号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 6 認定第 5号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 7 認定第 6号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

#### ◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	安部昭彦
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	企画政策課参事	高田大資
産業課長	本内秀明	住民生活課長補佐	岡田昌展
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	石川亮	診療所事務長	酒井智寛
教育委員会教育次長	小林浩二	農業委員会事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二  
書記 加藤 廣衛

書記 高瀬 大輔

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。  
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。  
それでは、会議を始めます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

- 議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 令和元年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和元年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、認定第1号 令和元年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

11日に引き続き審議を続けます。  
一般会計歳入決算について歳出と同じように進めます。  
7ページ、款1村税に入ります。  
補足説明を求めます。  
末田総務課長。

- 総務課長 それでは、歳入の補足説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開きください。あわせて、令和元年度各会計決算資料3ページをご参照願います。

款1村税、項1村民税、目1個人、予算現額2億5,538万円、収入済額は2億5,592万4,809円です。節1現年課税分の収入済額は2億5,554万8,163円で、収納率は100%、節2滞納繰越分の収入済額は37万6,646円、収入未済額は13件で197万6,073円、収納率は15.20%となっています。不納欠損額12万4,545円につきましては、2名の納税者の合計額となっております。

ます。このうち1名につきましては、収入の僅少により地方税法第15条の7第1項第2号の理由で滞納処分の執行を停止していましたが、地方税法第18条により5年が経過したことで納税義務が消滅いたしました。1名につきましては、その所在及び財産が不明のため、地方税法第15条の7第1項第2号の理由により滞納処分の執行を停止してから3年継続したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅いたしました。

目2法人、予算現額3,254万6,000円、収入済額は3,405万5,800円です。節1現年課税分は、76法人の申告納付分で、収納率は100%となっております。

項2目1固定資産税、予算現額3億3,252万8,000円、収入済額は3億3,287万6,900円です。節1現年課税分の収入済額は3億3,285万5,800円で、収納率は100%となっております。節2滞納繰越分の収入済額は2万1,100円、収入未済額は4件で440万1,500円、収納率は0.48%となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額、収入済額は同額の39万2,000円です。村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分を交付金として収納しています。国有林562.98ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。

項3目1軽自動車税、予算現額1,219万2,000円、収入済額は1,219万1,400円です。節1現年課税分は収納率100%で、節2滞納繰越分の不納欠損額7,200円につきましては1名の納税者で、生活保護が決定し、地方税法第15条の7の第1項第2号の理由により滞納処分の執行を停止してから3年継続したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅いたしました。

項4目1たばこ税、予算現額1,923万1,000円、収入済額は1,960万8,371円で、収納率は100%となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 1点、固定資産税について質問したいのですが、過去には企業が何年も払ってもらえなくて、非常に道の中でもけつのほうで、ひどいのがあって、今聞きますと100%とすごいのですが、実は気になっていることがあります。1つは固定資産税の中に恐らく土地と建物と償却資産なのですが、1つには例えば農業者のことに限って言いますと、過去には酪農なり、畜産なりをしていて、牛舎等建てていて、それで畑作に転換したり、もちろん離農というか、営農をやめた方もいまして、それらの家畜のいない建物について課税はされているのかどうかと。

それと、もう一点は、堆肥舎あると思うのですが、サイロについては使用されていないものは過去にそれからは外すというのが道のほうでも決められて、それも倣っていると思うのですが、その辺の確認を一回させてほしいのです。3年で固定資産税の見直しとされていて、恐らく3年ごとに評価替えになっているのですが、どう見て

も農業はしていませんよと。それから、畜舎とか倉庫とかは残っていますよと。それらの課税状況についてはどうなっているのでしょうか。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 ただいまの質問ですが、現状では離農した方の牛舎等の家屋も賦課してございます。

あと、堆肥舎の部分につきましては、ちょっと今手元に確認資料がございませんので、後ほど確認させて回答させていただきたいと思います。

○議 長 ここで答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時17分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 申し訳ございません。

先ほどのご質問のまず堆肥舎につきましては、家屋の要件を満たしていないということで、償却資産で課税をしてございます。

もう一点、サイロにつきましては、基本的に家屋として課税してございますが、サイロの使用不能申告書というものを提出していただいて、課税をしないというような取扱いにしているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今の答弁ではちょっと見えないのですが、要するに堆肥舎は、そしたら償却資産ですから課税はされていることでしょうか。されていないと今、土地、建物の中でも、そういうことでしょうか。固定資産の償却の分で課税されているという意味でしょうか。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 堆肥舎につきましては、そういう形で償却資産として固定資産税が課税されているということです。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 私がさっき聞いたことの一番大事な質問に答えていないのですが、離農なり、あくまでも農業を営んでいない、誰が見ても廃屋になっているものに課税をしているのですかと言ったら、先ほど課税していますと言ったのです。3年ごとに評価の見直しがあるはずなので、それで調べますと土地で30万、土地は関係ないですが、家屋20万評価をして、それでなければ課税はゼロになると。先ほど言ったように建っている間はずっと課税をし続けるというか、誰が見ても使っていない離農跡地、廃屋になってい

るところへ、それで100%といっても、まだ更別に住んでいる場合はいいですけれども、先ほどあったように不在地主か、行方不明とかになったときには、そしたらどうなっているのですか。それで、ちょっと質問、それも答えてほしいのですけれども、前にちょっとトラブった固定資産評価審議委員会、それでその年の会議ももちろん開いているでしょうけれども、それで住民というか、村民のほうから不服申立てって過去に全然ゼロなのですか。この固定資産にこれだけかかっている、毎年自分のところへ送ってくるやつで見て、そういう委員会が開かれて、そういう申出が過去に不服の申立てって村であったのでしょうか。それも教えてください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 固定資産評価審査委員会は、評価の内容について不服がある場合は委員会に申し立てることになりますけれども、ちょっと調べてみないとはっきりはお答えできませんが、過去に申立てがあったのは、記憶の範囲内ではございますけれども、1件のみ、年度は調べてみないと分かりませんが、その1件のみと記憶しております。

以上でございます。

○議 長 ここで答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時27分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 度々申し訳ございません。

離農された方の償却資産につきましては、課税されていないという取扱いをしております。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それでなければ非常に不公平になるのです。それで、税金のことで間違った答弁とは言わぬですけれども、そういう答弁されると非常に困るのですけれども。

それで、首長も御存じのようにうちの所得率も高いですし、褒められる町村になったというのは認めるところなのですけれども、例えば田舎も、それから特に私どもいる上更別地区にも廃屋が、それで誰も、遠くに身内さんがおられるのでしょうか、そういう景観を、なぜ固定資産のことを聞かかといいますが、景観が例えば畜舎の跡地とか誰も住んでいない離農のところ非常に見づらなくなっています。そういうところを今壊すというか、撤去するにしても非常にお金がかかります、特に牛舎等は。以前と違いますから。その辺を税金は100来ました、いいですよ。例えばそしたら屋根だけ壊されて、誰が見ても20万値ないよとなればそれはゼロになるのでしょうか、その辺をやっぱりこれからの村づくりの中で僕は考えていく必要があると思うのです。ただ置いておいて、誰のものか

分からなくなるまでとなる形が僕は村のためにこれからどういう村づくりをしていくにしても、どの地区行っても目立つと思います。その辺のお考えがもし職員さんで、首長が答えることにもなりませんでしょうけれども、私があえてこういう質問をしているのはそういうことなのです。課税したら払ってくれますよと、すごい収納率、100ですよと。それはそれで住民の人が優しいし、理解してくれているからですけども、今聞きます課税している立場の人も理解間違っているよと。非常に質問しているほうもちょっと残念な質問しているのですけれども、答弁難しいでしょうけれども、その辺はきっちり村の将来どういう形で村を、観光立国とはいきませんけれども、畑のほうがそれはきれいですから、平らで、谷もないし、川も少ない。それこそ美瑛や富良野に負けないところにするのであれば、それは行政の力として整理整頓していく、環境美化も含めて。個人だけに課税していますよと、払っていただきますよという無責任な発想は注意して、僕らも含めてですけども、いかないかぬと思いますけれども、どうぞ。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 今松橋議員からお話ございましたが、適正に管理されない、または特定空家、特定空家というのはそのまま放置することにより倒壊等の危険性があるもの、また管理の不備により著しく景観を損なっているもの、その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切なもの、こういった特定空家となるおそれがある家屋が増加することが市街地も含めてなのですけども、住宅も含めての想定されることから、こういった特定空家等の撤去に係る助成の必要性などについて引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 2点ほど確認をさせていただきたいのですけれども、まず1点目が軽自動車税の不納欠損額の中の説明の中に生活保護によりということ、それも含めた中で3年経過ということで欠損額で計上したというお話ありましたけれども、私今の説明の中ではちょっと理解できない部分がございます、生活保護法に基づいて云々の詳細はあると思うのですけれども、軽自動車を保有しているという部分でどうなのかなというふうに、その点の理解が私はちょっとできないので、その点の詳細についてのご説明をいただければありがたいと思います。

それと、2点目ですけども、固定資産税の中の滞納繰越分で収入未済額ということで決算で440万ほどの未収額を計上しているわけでございますけれども、基本的には私は前も、ちょっと勉強不足でございますけれども、質問した経過があると思うのですけれども、いずれにしても大事な税金でございますので、未収があれば当然附帯利息というのがついてくるはずなのですけれども、いろんな部分の制約があつての処理方法があるので、それは難しいという形もあるかもしれませんけれども、基本的に過年度の繰越し分の支払いというか、受けに対しての利息についての部分についてはどうなっているのかご説明いただき

たいというふうに思います。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 まず、軽自動車税の不納欠損の関係なのですからけれども、こちらにつきましても、更別にいらっしゃったときは確かに車は持っていたということを確認してございます。その後、転出した後生活保護の決定となりましたけれども、その際には当然生活保護の基準という部分に照らし合わせた中で自動車のほうは持っていなかったというような形で推測はされます。

以上でございます。

また、2つ目の質問の滞納繰越分の利息の部分でございますが、こちら申し訳ございませんが、ちょっと手元に資料がございませんため、また確認をさせていただきたいなと思います。

○議 長 それでは、ここで答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時43分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 大変申し訳ございません。

先ほどの2点目のご質問の村税の滞納繰越分の延滞金についてでございますが、本来であれば延滞金も合わせて徴収しなければなりません、地方税法第326条第4項におきまして村長の判断で減免できるということが定められておりますので、現状は延滞金をいただいているということでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明の中で、まず1点目の軽自動車の関係のご説明いただきましたけれども、基本的に私どもは税の公平負担といえますか、の原則から見ると、確かに流れ的には原因があって結果があって、そういう処理をしているという部分は一つの事務の流れとして理解はできるのですけれども、やっぱり税の負担の公平性から見ると、幾ら生活保護を受けたといってもその前段の処理という部分が大事であろうと思いますし、いずれにしても回収につきましてはそれなりに強制執行、これは国のやることなのでしょうけれども、そういう部分の売却して、それに充てるという方法も取れないわけではないと。まして今村単独での事務整理も含めて多忙化している中でということで、これ自体が些少でございますけれども、毎年予算化して、十勝の滞納機構といえますか、回収機構の中の負担金を払いながら連携してやっていくという部分もありますので、その点は十分回収が可能になるような形の努力をまずしていただきたいというふうに思っています。全体的には欠損額

減っているという部分では評価はしたいと思えますけれども、住民の税の公平性から見て、やはりそこは襟を正して実施していただきたいというふうに思っています。

2点目の今の説明ですけれども、確かに326条の4項に基づいてということがございますけれども、一時的にこの固定資産税云々にかかわらず、各税の国民健康保険税だとかいろんな部分のございます、多分ちょっと遅れたら、赤紙か黄色紙か知りませんが、それが入ってきて、滞納金の部分を含めて、税も含めてという形で払っていただきますという強い請求書が来るわけでございますので、単純にこの部分の固定資産税の部分が村長の判断でということではなくて、そこは一線をした中で適正に回収するのだという意思表示も含めて、行政執行の在り方も含めて十分検討していただき、村長の裁量と言っていいのかどうかちょっと分からない部分あるのですけれども、私もそこまで勉強はしていないのですけれども、やっぱり税の公平性という原則をあくまでも重んじて、これは村の重要な財源でございますので、その点も含めて配慮いただければというふうに思っていますけれども、よろしくお願ひしたいと思えますけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村税と固定資産税、税に関わる部分で未収あるいは滞納、滞納整理機構にお任せしているわけですが、その部分については今安村議員さんおっしゃったように税の公平性、適正、そしてかつそのような運用にしっかりと今後取り組んでまいりたいというふうに自覚をしながらやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 次に進みます。

次に、同じく7ページ、款2 地方譲与税から11ページ、款9 地方特例交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、款2 地方譲与税、項1目1 地方揮発油譲与税でございます。予算現額3,967万9,000円、収入済額は3,620万7,000円でございます。地方揮発油譲与税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分して交付されているものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。項2目1 自動車重量譲与税は、予算現額9,471万8,000円、収入済額は1億427万4,000円でございます。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっております。

項3目1 森林環境譲与税は、予算現額172万6,000円、収入済額は同額の172万6,000円でございます。喫緊の課題である森林整備に対応するため、市町村、都道府県に対し私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で案分して譲与されるものでございます。

項4目1 地方道路譲与税は、予算を計上しておりませんが、収入済額は14円でございます。平成21年法律第9号、地方税法等の一部を改正する法律により地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改められましたが、同法附則第14条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる改正前の地方道路譲与税法第4条の規定に基づいて譲与されたものでございます。

款3項1目1 利子割交付金は、予算現額50万7,000円、収入済額は43万4,000円でございます。預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。

款4項1目1 配当割交付金は、予算現額113万6,000円、収入済額は143万4,000円でございます。地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。

款5項1目1 株式等譲渡所得割交付金は、予算現額86万円、収入済額は94万3,000円でございます。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。

款6項1目1 地方消費税交付金は、予算現額5,827万円、収入済額は6,001万1,000円でございます。都道府県間で精算した後の地方消費税の2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるもので、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

款7項1、11ページ、12ページをお開きください。目1自動車取得税交付金は、予算現額1,559万1,000円、収入済額は1,565万1,240円です。都道府県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を市町村の道路延長及び道路面積により案分して交付されるものでございます。

款8項1目1 環境性能割交付金は、予算現額663万4,000円、収入済額は452万円です。自動車税環境性能割の導入に伴い、課税主体である北海道が税込から徴収に要する経費に相当する額を控除した額の100分の47を市町村に交付するものでございます。

款9項1目1 地方特例交付金は、予算現額168万7,000円、収入済額は同額の168万7,000円です。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるものでございます。

目2 子ども・子育て支援臨時交付金は、予算現額532万3,000円、収入済額は568万4,000円です。消費税率の引上げに伴い引き上げられた消費税は、幼児教育の無償化に要する経費の財源として使用することとなりますが、本年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置するために交付されるものでございます。

項2 減収補填特例交付金、目1自動車税減収補填特例交付金は、予算現額231万8,000円、収入済額は同額の231万8,000円でございます。自動車税環境性能割の導入による自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得

した自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減することとされており、これによる環境性能割交付金の減収を全額国費により補填されるものでございます。

目2軽自動車税減収補填特例交付金は、予算現額7万2,000円、収入済額は同額の7万2,000円でございます。自動車税環境性能割と同様に軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減することとされていることから、これによる軽自動車税環境性能割の減収分を全額国費により補填されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、同じく11ページ、款10地方交付税から款11交通安全対策特別交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款10項1目1地方交付税は、予算現額19億6,183万9,000円、収入済額は20億5,687万1,000円でございます。普通交付税は、基準財政需要額が25億4,536万9,000円、基準財政収入額が7億128万8,000円で、差引き交付基準額に調整率を乗じた額を減じ、18億4,183万9,000円を収入しています。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定交付されるもので、2億1,503万2,000円を収入しております。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算現額81万8,000円、収入済額は74万1,000円でございます。交通違反の反則金による収入額から郵便取扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去2か年の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同じく11ページ、款12分担金及び負担金から13ページ、款13使用料及び手数料に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款12分担金及び負担金、13ページ、14ページをお開きください。項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算現額3,231万8,000円、収入済額は3,231万9,541円です。札内川地区かんがい施設維持管理分担金、道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金、同第3地区分担金の収入でございます。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算現額1,433万5,000円、収入済額は1,369万9,009円です。老人保護措置費、入所者費用徴収金、学童保育所入所者費用徴収金、保育所入所者費用徴収金の収入です。収入未済額3万4,400円の内容は、保育所入所者費用徴収金で、引き続き収納に努めているところでございます。

目2教育費負担金は、予算現額679万5,000円、収入済額は678万282円です。中札内村と共同で設置しております指導主事に要する費用の半分を負担金として中札内村から収入したものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算現額1,642万3,000円、収入済額は1,616万9,391円です。更別憩の家、老人保健福祉センター、ふるさと館等施設の使用料及び村有地使用料の収入です。

15ページ、16ページをお開きください。目2民生使用料は、予算現額1,516万3,000円、収入済額は1,445万8,812円です。福祉の里総合センター給食部門利用料及び生活支援ハウス居室利用料の収入です。

目3衛生使用料は、予算現額28万7,000円、収入済額は28万8,400円です。火葬場及び墓地使用料の収入です。

目4農林水産使用料は、予算現額632万3,000円、収入済額は632万3,240円です。牧場入牧使用料の収入です。

目5土木使用料は、予算現額7,833万円、収入済額は7,853万9,336円です。道路占用使用料、公営住宅、特定公共賃貸住宅等の使用料が主なものです。収入未済額219万5,140円の内容は、過年度分9件に係る公営住宅使用料210万9,140円及び特定公共賃貸住宅等使用料8万6,000円で、収納率は96.1%となっています。8月末日現在で6万8,916円が収納され、212万6,224円が収入未済額となっており、引き続き収納に努めているところです。

目6教育使用料は、予算現額311万9,000円、収入済額は302万2,200円です。幼稚園、認定こども園の保育料、延長保育料、特別保育料、一時保育料の収入です。

17ページ、18ページをお開きください。項2手数料、目1総務手数料は、予算現額159万3,000円、収入済額は156万4,050円です。戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料の収入です。

目2衛生手数料は、予算現額682万8,000円、収入済額は708万1,825円です。主に一般廃棄物処理手数料の収入です。

目3農林水産手数料は、予算現額4万1,000円、収入済額は4万3,300円です。農業経営

基盤強化促進事業嘱託登記手数料等の収入です。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、17ページ、款14国庫支出金から21ページ、款15道支出金に入ります。補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算現額1億725万9,000円、収入済額は1億729万5,174円です。児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者介護給付費等負担金などの収入です。

19ページ、20ページをお開きください。目2衛生費国庫負担金は、予算現額71万8,000円、収入済額は25万3,669円です。児童保健事業費負担金の収入です。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算現額1億4,429万円、収入済額は1億4,247万5,157円です。社会保障・税番号制度システム整備補助金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金の収入です。

目2民生費国庫補助金は、予算現額2,362万9,000円、収入済額は2,312万7,300円です。障害者総合支援事業費補助金、プレミアム商品券事務費補助金、子ども・子育て支援交付金等の収入です。収入未済額50万円は、子ども・子育て支援交付金で繰越明許費、児童福祉事業経費の未収入特定財源となっています。

目3衛生費国庫補助金は、予算現額134万3,000円、収入済額は121万9,000円で、母子保健医療対策総合支援事業補助金、風しんの追加対策事業費補助金が主なものです。

目4土木費国庫補助金は、予算現額8,406万6,000円、収入済額は同額の8,406万6,000円で、社会資本整備総合交付金の収入です。

目5教育費国庫補助金は、予算現額939万6,000円、収入済額は965万9,000円です。特別支援教育就学奨励費補助金、へき地児童生徒援助費補助金、学校施設環境改善交付金の収入です。

21ページ、22ページをお開きください。目6農林水産業費国庫補助金は、予算現額1,695万4,000円、収入済額は1,695万5,060円です。農業経営高度化支援事業更別第2地区及び第3地区の補助金です。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算現額17万3,000円、収入済額は17万5,000円です。自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金の収入です。

目2民生費委託金は、予算現額155万円、収入済額は164万2,743円です。国民年金事務委託金が主なものです。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算現額5,894万8,000円、収入済額は5,908万3,918円です。児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、

障害者介護給付費等負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金などの収入です。

目2衛生費道負担金は、予算現額35万9,000円、収入済額は24万8,110円で、児童保健事業負担金の収入です。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算現額1,591万3,000円、収入済額は1,577万6,447円です。森林環境保全整備事業補助金、地域づくり総合交付金の収入です。

23ページ、24ページをお開きください。目2民生費道補助金は、予算現額2,961万4,000円、収入済額は2,895万1,610円です。重度心身障害者医療費助成事業補助金、権利擁護人材育成事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援事業費補助金が主な収入です。

目3衛生費道補助金は、予算現額256万7,000円、収入済額は261万7,048円です。乳幼児医療費補助金、妊産婦安心出産支援事業費補助金などの収入です。

目4農林水産業費道補助金は、予算現額6億9,198万4,000円、収入済額は6億3,828万3,794円です。環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払事業補助金、産地パワーアップ事業補助金、畑作構造転換事業補助金などの収入です。

25ページ、26ページをお開きください。項3委託金、目1総務費委託金は、予算現額1,059万7,000円、収入済額は1,062万7,941円です。道民税徴収委託金、道知事道議会議員選挙委託金、参議院議員選挙委託金が主な収入です。

目2衛生費委託金は、予算額4万9,000円、収入済額は5万6,200円です。浄化槽設置届出等事務委託金の収入です。

目3農林水産業費委託金は、予算現額156万2,000円、収入済額は156万256円です。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、家畜伝染病予防手数料委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等の収入です。

27ページ、28ページをお開きください。目4商工費委託金は、予算現額528万2,000円、収入済額は528万1,950円です。駐車公園管理委託金が主なものです。

目5土木費委託金は、予算現額8万9,000円、収入済額は13万3,296円です。建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等の収入です。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、27ページ、款16財産収入から31ページ、款19繰越金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算現額635万4,000円、収入済額は628万1,333円です。駐在所、北電送電線敷地などの村有地貸付収入、職員独身寮、教員住宅の貸付収入が主なものでございます。

目2 利子及び配当金は、予算現額226万円、収入済額は225万5,246円です。土地開発基金ほか10の基金の預金利子、株主配当金、出資配当金の収入です。なお、詳細につきましては、令和元年度基金管理運用状況調をご参照ください。

29ページ、30ページをお開きください。項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入は、予算現額2,272万2,000円、収入済額は2,270万7,612円です。村有地売払収入、宅地分譲地売払収入、賃貸住宅用地売払収入、立木売払収入でございます。

目2 物品売払収入は、予算現額348万9,000円、収入済額は455万7,008円です。村有林の素材、枯死木、風倒木等の売払いによる収入です。

目3 残余財産分配金は、予算現額97万4,000円、収入済額は97万4,432円です。とちぎ帯広空港の民間委託に伴う帯広空港ターミナルビルの株式譲渡代金の収入です。

款17項1目1 寄附金は、予算現額1,536万円、収入済額は1,435万5,000円です。村内の個人、団体等から644万円、ふるさと納税として791万5,000円のご寄附をいただきました。

款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、予算現額4億8,493万1,000円、収入済額は3億6,000万円です。財源不足を補うために繰り入れたものです。

目2 ふるさと創生事業基金繰入金は、予算現額1,507万6,000円、収入済額は同額の1,507万6,000円です。ふるさと創生事業助成金の財源として繰り入れたものです。

31ページ、32ページをお開きください。目3 協働のまちづくり基金繰入金は、予算現額160万7,000円、収入済額は155万8,528円です。協働活動交付金の財源として繰り入れたものでございます。

目4 村有林野基金繰入金は、繰り入れを行いませんでしたので、当初予算額667万9,000円全額を減額補正をしています。

目5 農業振興基金繰入金は、予算現額4,090万7,000円、収入済額は4,090万6,959円です。明渠排水事業改修工事、バルククーラー更新事業、新規就農者支援事業等の財源として繰り入れたものです。

目6 福祉基金繰入金は、予算現額13万1,000円、収入済額は13万296円です。高齢者在宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものです。

目7 こども夢基金繰入金は、予算現額64万円、収入済額は62万4,690円です。こども夢基金事業助成金の財源として繰り入れたものです。

目8 公共施設等整備基金繰入金は、予算現額1億1,905万6,000円、収入済額は同額の1億1,905万6,000円です。村営住宅改修事業、村営住宅整備事業、学校施設改修事業等の財源として繰り入れたものです。

目9 寄付金管理基金繰入金は、予算現額1,410万5,000円、収入済額は1,410万5,133円です。前年度においていただいた寄附金を全額繰り入れ、寄附者が指定する事業の財源としたものです。

款19項1目1 繰越金は、予算現額1億9,481万9,000円、収入済額は1億9,481万9,367円です。前年度繰越金で1億9,216万3,367円、繰越明許費の一般財源として265万6,000円を

収入しています。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、同じく31ページ、款20諸収入から37ページ、款21村債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款20諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、2万円の予算額に対し収入はありませんでした。

項2目1預金利子は、予算現額3万円、収入済額は2万5,334円です。歳計現金の預金利子収入です。

項3貸付金元利収入、目1中小企業近代化資金預託金元利収入は、予算現額5,000万5,000円、収入済額は5,000万503円です。

33ページ、34ページをお開きください。目2ふるさと融資貸付金元金収入は、予算現額1,620万円、収入済額は同額の1,620万円です。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入は、予算現額4,000円、収入済額は8,640円です。介護保険事務委託金の収入です。

目2衛生費受託事業収入は、予算現額122万9,000円、収入済額は189万26円です。後期高齢者医療広域連合受託事業の収入でございます。

項5雑入、目1滞納処分費は、予算現額1,000円に対し収入はありませんでした。

目2弁償金は、予算現額1,000円、収入済額は300円です。軽自動車車両標識板紛失に係る弁償金の収入です。

目3違約金及び延納利息は、予算現額1,000円、収入済額は6,179円です。分譲地買戻しに係る違約金等の収入です。

目4納付金は、予算現額32万5,000円、収入済額は30万1,726円です。雇用保険料納付金の収入です。

目5雑入は、予算現額2,275万2,000円、収入済額は2,424万3,035円です。35ページ、36ページをお開きください。北海道市町村振興協会市町村交付金、退職手当組合事前納付金清算金、37ページ、38ページをお開きください。プレミアム商品券売上収入、北海道市町村振興協会40周年記念特別交付金、過疎対策事業債過誤収入金等の収入でございます。

目6過年度収入は、予算現額63万2,000円、収入済額は64万2,118円です。平成30年度更別村地元雇用促進事業助成金返還金等の収入でございます。

款21項1村債、目1教育・福祉施設等整備事業債は、借入れを行いませんでしたので、当初予算額1,710万円全額を減額補正しております。

目2過疎対策事業債は、予算現額1億8,430万円、収入済額は同額の1億8,430万円です。

橋梁改修事業、村道整備事業などのハード分、更別農業高校生徒確保等支援事業、子ども医療費無料化事業などのソフト分として借り入れたものでございます。

39ページ、40ページをお開きください。目3臨時財政対策債は、予算現額8,388万8,000円、収入済額は同額の8,388万8,000円です。地方交付税の原資が不足した場合に地方財政法第5条の特例として起債が認められているものです。

目4一般単独事業債は、予算現額1,670万円、収入済額は同額の1,670万円です。学校施設アスベスト対策改修事業の財源として借り入れたものです。

目5一般補助施設整備等事業債は、予算現額7,480万円、収入済額は同額の7,480万円です。繰越明許費、地方創生拠点整備交付金事業の財源として借り入れたものです。

なお、目2過疎対策事業債は、元利償還金の70%、目3臨時財政対策債は元利償還金の100%、目5一般補助施設整備等事業債は元利償還金の50%に相当する額が基準財政収入額に算入されております。

129ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。1、歳入総額55億2,799万4,958円、2、歳出総額54億8,652万5,264円、3、歳入歳出差引額4,146万9,694円、翌年度へ繰越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額9,000円、5、実質収支額は4,146万694円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 36ページをお願いいたします。備考欄のところの試験作物副産物収入、これとその下のほうになりますけれども、地価の事情精通者謝金というのがございますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 試験作物副産物収入でございます。これは、すももの里のスモモの代金でございます。この中に14万3,430円がスモモの代金として収入しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 地価事情精通者謝金でございますが、令和3年度の評価替えに向けまして、宅地、農地、山林4地点、大規模工場用地1地点の令和2年分の精通者意見価格提出をしていただくことに対する謝礼となっております。

以上です。

○議長 長 よろしいですか。もうちょっと細かく……。

(何事か声あり)

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 すみません。では、もう一度ゆっくり説明をお願いいたします。申し訳

ございません。

○議 長 岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 大変申し訳ございません。それでは、再度説明をいたします。

令和2年分の精通者意見価格提出に係る謝礼ということで、その内容につきましては宅地、農地、山林4地点の意見価格、もう一つが大規模工場用地の意見価格の提出を依頼した部分に係る謝礼でございます。

以上です。

○議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 13ページ、14ページの項2負担金、目1民生費負担金の備考欄の保育所入所者費用徴収金のところなのですけれども、979万9,280円ということで、これ当初予算よりもだんだん補正額が出て徴収金が減っていると思うのですけれども、歳出で見ると同じその児童福祉事業の経費の部分では補正で1,547万1,000円というふうに増えているのですけれども、ちょっとここの委託金の面で、歳出でいえば委託金の面で増えていると思うのです。歳入の面でいえば減額ということになっているのですけれども、この辺どうしてこのようになるのかというところをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、保育所のまず歳入のほうからなのですけれども、こちらにつきましては去年の10月からスタートしました無償化によるもので大きく減ったものでございます。

続きまして、歳出のほうにつきましては、障害児の受入れに対応するための職員を配置したことによりまして、子ども・子育て支援交付金の障害児受入れ強化推進事業分が交付されたことに伴いまして、連動して委託料が増額になったことによるものでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ちょっと理解力がなくて申し訳ないのですけれども、補助金関係で、熱中機構へ調べますと2,900万ほど国の補助金というか、入っていました。その数字的にはどの項目で、一般交付金には恐らく入れていないと思うのですけれども、ページ数でいうとどこにその2,900万を入れてあるのですか、村の財政のこの歳入の中で。一般交付金と一緒に扱ったのですか。違うでしょうか。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 松橋議員のご質問ですが、19ページ、20ページにあります項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務費補助金の中の20ページ、備考欄、地方創生推進交付金6,297万1,157円、この中に熱中小学校事業の関係の交付金ということで歳入で受けているところがございます。歳出の事業費につきましては、決算2,913万ほどになっておりますけれども、その半額ということで交付金につきましては1,456万6,122円がその中に内訳ということで含められております。

以上です。

○議長 長 ほかにありませんか。松橋さん、先ほどの答弁の関係、税の関係もし確認したいのであれば……。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 さっき税務の係というか、課長にあれしたときに私のほうの答弁にありまして、廃業された農家というか、酪農家も畜産家も償却資産を含めて固定資産は課税していませんよと僕は理解したからちょっと確認をしましたら、そういう発言はしていないと。恐らく聞かれた方、ここにいる人も傍聴されている方も、ああ、そうなのだと。僕自身もそういうふうにとってしまったのです。確認をすると、償却資産についてだけで、建物と土地にはそういう話はしていませんと言ったけれども、その辺をきちっとしないと大問題になりますので、大問題というより議会での発言ですから、その辺を確認を。今だから議長も気遣っていただいたと思うのですがけれども、もしきちっと整理整頓があれば議会の会期中に整理整頓をして、私はそういうふうに取りました。ああ、そうなのだと。農業を廃業したら、建物も牛舎も全て、住宅は住んでいる人は別でしょうけれども、もう課税されないのだなど。そういうことです。

○議長 長 ということで、きちっと課税の部分と非課税の部分と精査した中で最終的に正確にもう一度午後の初めにでも、今できますか。きちっと精査した中で答弁をしていただければありがたいのですが。大丈夫ですか。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 誤解を招いてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。

まず、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産というこの3つの税の対象のものがございまして、家屋につきましては、離職した方も牛舎等の家屋についても現状は課税をしているという話をさせていただきました。堆肥舎等につきましては、家屋か償却資産かどちらに該当するか判断がつかなかったもので、一度確認のため席を外させていただきました。堆肥舎については償却資産ということで、償却資産の課税客体につきましては離職をされた後は課税をしていないというようなお答えを出したものでございます。なので、家屋につきましては、離職された後も課税はそのまま継続されると。償却資産については、離職された後は課税はされないというような形になります。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 理解はできるのです。堆肥舎というのは、もともと壁がないですから、四角なくなってこうなって。それは償却資産になるのは当然なのでしょう。ただ、補足してほしいのですが、家屋でも評価額20万円を切った時点でゼロになる、ゼロって課税をしないという地方税法あるのではないですか。末代はないでしょう。建っている以上いつまでも今の答弁だとかかると言っていますけれども、評価額が20万、違うのですか。

○議 長 結局は離農もそうだけれども、一般の人も含めて家屋に対して20万以下については課税にならないでしょうと。だから、そういう部分もはっきりと言っていたきたいということ。家屋の非課税になる基準、どの時点で非課税になるのかということを確認に答えていただきたいと、そういうことです。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 評価額の免税点につきましては、誠に申し訳ございませんが、いま一度確認させていただいて、何万円以下の免税点で税額がゼロになるかという部分は再度お答えさせていただきたいと思えます。すみません。

○議 長 では、後ほど報告をお願いいたします。

この件についてはよろしいですか。

ほかに歳入歳出全体を通して質疑漏れがあれば、ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の答弁を行いたいと思えます。

岡田住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐 午前中に回答のほうを保留させていただきました固定資産税の家屋に係る免税点の話でございますが、同一人が村内に所有する全ての家屋の課税標準の合計額、こちらが20万円未満の場合は家屋にかかる固定資産税は課税されないという内容になってございます。

以上です。

○議 長 一般会計歳入歳出の説明が終わりました。全体を通して再度皆さんのほうから質疑がもしあれば、よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

139ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和元年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の令和元年度決算資料18ページ、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表を、19ページから20ページにかけては国民健康保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出より補足説明いたします。139、140ページお聞きください。款1総務費、予算現額670万7,000円、支出済額653万2,739円で、不用額は17万4,261円です。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額582万4,490円、不用額9万4,510円です。備考欄(1)、総務一般事務経費は、共同電算処理委託料、レセプト点検委託料、レセプト点検用端末備品購入、国保連合会への負担金などが主なものです。

続きまして、目2連合会負担金は、支出済額37万7,689円、不用額1万6,311円で、備考欄(1)、国保連合会負担金は、北海道国民健康保険団体連合会への運営負担金の支出となっております。

項2徴税费、目1賦課徴収費、支出済額20万100円、不用額は1,900円です。(1)、賦課徴収事務経費は、国保税の賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の送付に係る郵便料、滞納者に係る十勝市町村税滞納整理機構負担金の経費です。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、支出済額は13万460円、不用額6万1,540円です。(1)、国保運営協議会運営経費は、委員の報酬、費用弁償に係る経費となっております。

款2保険給付費、予算現額2億9,972万2,000円、支出済額2億8,925万4,874円、不用額1,046万7,126円です。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、支出済額2億5,775万8,418円、不用額は447万1,582円です。(1)、一般被保険者療養給付費は、医科の入院、入院外、歯科、調剤、入院時の食事療養、訪問看護療養に係る給付となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は、支出額がありませんでした。

目3一般被保険者療養費は、支出済額147万5,928円、不用額96万5,072円です。(1)、一般被保険者療養費につきましては、あんま、鍼灸、柔道整復、医療用装具に係る給付費となっております。

次のページになりますが、目4退職被保険者等療養費は、支出額がありませんでした。

目5審査支払手数料は、支出済額87万6,863円、不用額9万4,137円です。(1)、審査支払事務経費は、医療機関より国保連合会へ送付される診療報酬請求明細書の審査に係る手数料となっております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、支出済額2,516万8,529円、不用額201万6,471円です。(1)、一般被保険者高額療養費は、所得により変動がありますが、一定以上の自己負担額以上にかかった医療費について支給されるものであります。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費、世帯所得により変動しますが、医療保険及び介護保険の世帯の自己負担の合計が高額になった場合に申請により払い戻されるといようなものですが、支出済額は6万1,290円、不用額は3万8,710円となっております。

目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は、支出額はありませんでした。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費は、支出済額5万5,000円で、これは医師の指示により移送にかかった費用が支給されるものであります。

目2の退職被保険者等移送費は、支出額はありませんでした。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、支出済額379万6,956円、不用額は250万3,044円です。令和元年度は9件分を支出しております。

目2 支払手数料は、支出済額1,890円、不用額2,110円です。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、支出済額6万円で、不用額は24万円となっております。

次のページ、143、144ページになりますが、款3 国民健康保険事業費納付金、予算現額2億280万6,000円、支出済額2億280万6,000円で、不用額はありません。

項1 医療給付費、目1 一般被保険者医療給付費は、一般被保険者に係る医療費分の納付金で、支出済額は1億4,527万8,000円で、不用額はありません。

目2 退職被保険者医療給付費は、執行がありませんでしたので、補正により減額しております。

項2 後期高齢者支援金等、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の納付金で、支出済額4,193万3,000円で、不用額はありません。

目2 退職被保険者後期高齢者支援金等は、執行がありませんでしたので、補正により減額しております。

項3 介護納付金、目1 介護納付金は、介護保険第2号被保険者分の納付金として支出されておまして、支出済額は1,559万5,000円、不用額はありません。

款4 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業拠出金は、予算額1,000円、支出済額90円で、不用額は910円です。

款5 保健事業費、予算現額480万6,000円、支出済額452万717円、不用額28万5,283円です。

項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、支出済額360万2,087円、不用額は19万8,913円です。(1)、特定健診・特定保健指導事業は、特定健診等のデータ処理手数料、特定健診、特定保健指導委託料、特定健診業務用端末備品購入などを支出しております。なお、各会計決算資料の20ページには特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、支出済額46万530円、不用額は6万7,470円です。(1)、保健衛生普及事業は、医療費通知ですとか研修費等の経費を支出しております。

次のページ、145、146ページになります。(2)、健康マイレージ事業は、村が実施する健診や健康講座などの健康づくり事業をポイント化する事業となっております。

目2 疾病予防費は、支出済額45万8,100円、不用額1万8,900円となっております。(1)、

疾病予防事業は、前期高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種法定接種者に対する負担金です。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、予算現額2,396万円、支出済額2,396万円です。(1)、財政調整基金積立金で利息分4万8,075円、積み増し分として2,391万1,925円を積立てしております。

款7 諸支出金は、予算現額3,683万5,400円、支出済額3,678万400円で、不用額は5万5,000円です。

項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、支出済額139万1,900円、こちらは遡及脱退等により国保税の賦課額が変更となった9件に対して還付を行ったものでありまして、予備費89万1,900円を充当しております。

目2 退職被保険者等保険税還付金は、支出がありませんでした。

目3 一般被保険者還付加算金は、支出済額3万8,500円で、目1の一般被保険者保険税還付金による還付加算金2件分で、こちらも予備費から2万8,500円を充当しております。

目4 退職被保険者等還付加算金は、支出がありませんでした。

項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金、支出済額3,527万6,000円、こちらは歳入の款3 道支出金の項1 道負担金、目1 保険給付費等交付金の特別調整交付金においてへき地診療所分として措置されたもの全額を診療施設勘定に繰り出ししております。

次の147、148ページですが、項3 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、支出済額7万4,000円で、平成30年度の国民健康保険給付費等交付金の精算還付金となっております。

款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、本年度は款7の諸支出金の一般被保険者保険税還付金・還付加算金に92万400円を充当しております。

以上で歳出の補足説明といたします。

○議 長 説明が終わりました

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、133ページ、事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 続きまして、歳入についてのご説明といたします。

133ページ、134ページをお開きください。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、予算現額1億8,186万8,000円、調定額1億9,090万8,772円、収入済額1億8,729万2,085円、収入未済額361万6,687円です。

目1 一般被保険者国民健康保険税、節1 現年課税分は、収入済額1億8,674万円、収入未済額は4万4,700円で、収納率は99.98%となっております。節2の滞納繰越分は、収入済額54万3,287円、収入未済額293万5,141円で、収納率は15.62%となっております。

目2 退職被保険者等国民健康保険税、節1 現年課税分は該当がありませんでした。節2

滞納繰越分は、収入済額8,798円、収入未済額63万6,846円です。なお、滞納者に関しましては、催告、納税指導等を行いまして、その収納に努めているところであります。

款2 一部負担金、予算現額2,000円で、調定額、収入済額はありませんでした。

款3 道支出金、予算現額3億4,813万円、調定額3億4,833万5,731円、収入済額は同額となっております。

目1 保険給付費等交付金は、調定額、収入済額、同額の3億4,833万5,731円です。節1 普通交付金は医療給付費分として、節2 特別交付金は備考欄の特別調整交付金、それから2号分交付金につきましては制度改正による激変緩和措置として交付されております。

次のページになりますが、項2 財政安定化基金交付金、目1 財政安定化基金交付金は、予算現額1,000円で、収入済額はありません。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、予算現額が3万1,000円、調定額、収入済額は同額の4万8,075円で、財政調整基金積立金の利子となっております。

款5 繰入金、予算現額3,444万円、調定額、収入済額は同額の2,179万9,198円となっております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに同額の2,179万9,198円です。平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位になったことに伴います法定内での繰入金となっております。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金につきましては、保険給付費納付金の財源が不足する場合一取り崩す予定でありましたが、今年度は必要がありませんでした。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、予算現額1,705万3,000円で、調定額、収入済額、同額の1,705万3,893円です。

款7 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料、目1 延滞金、目2 の加算金は、それぞれ調定額、収入済額ともにありませんでした。

次のページになります。137、138ページです。項2 雑入、目1 雑入は、調定額37万6,000円で、収入済額も同額です。備考欄、特定健診受診料は、総合健診におけます国保加入者の基本健診分の受診料の収入で、37万6,000円を収入しております。

以上で歳入の補足説明を終わりますが、次に149ページ、実質収支に関する調書になります。1、歳入総額5億7,490万4,982円、2、歳出総額5億6,385万4,820円、3、歳入歳出差引額1,105万162円、5、実質収支額は同額であります。

以上で事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 133ページ、4ページの一般被保険者国民健康保険税の未収金といいますか、滞納金についてをお伺いします。

まず、2番の区分にあります滞納繰越分の中の確定分が347万8,428円ということで、収

入済額が54万3,000円ということで、収入未済額が293万5,141円という形で報告されましたけれども、それら詳細についてご説明をいただきます。加えて退職者の保険税の未済分63万6,846円についても内容的な説明を補足していただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、一般被保険者の滞納分293万5,141円ですけれども、こちらにつきましては過年度分ということで、件数としましては9名の方の滞納分になっております。それから、退職者分につきましては、こちらは1名の方の滞納分ということになっております。よろしいでしょうか。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと端的に聞き過ぎて申し訳なかったです。今一般の人が9名分、退職者分が1名分ということでございましたけれども、加えて何年度からの未済になっているか、それも説明いただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 人それぞれ年度あるのですけれども、古い方であれば平成16年度分からの方もいらっしゃいますし、それぞれですので。1人の方については、平成16、17、23、24とあります。もう一人の方は、平成24、25、26、28、29、もう一人の方は20年、23年、24年、25年ですとかそれぞれ過去の過年度分になっておりまして、それぞれ税の時効迎える前のまだ徴収しなければいけないものの過去の分がついていますので、どちらかといふところ最近というよりはかなり長年の間のものが積み重なってきているというような形になるかと思えます。

退職者の方は、これは1名ですので、平成14年、18年、19年、20年にわたっての分の滞納分になっております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございます。

私あえて質問したというのは、かなり古い部分からの繰越しが重なっている部分があるということで、収納に努力してまいりますというまとめの話をいただいたのですけれども、なかなか収納率が上がっていないという部分も勘案すると、もう少し違う方法も含めて検討していただかなければ、健康保険税の関係でございますので、これはもう保険との関わりが、極めて医療機関との関わりが深く発生していますので、まして退職者については1名の部分ということでちょっと気になる、14年からということで、断続的にぽん、ぽん、ぽんと回収できていないという部分がありますので、その点は十分配慮していただきたいというふうに思っています。

それと、加えて重ねて収入済額の一般の保険税54万3,287円の件数なり、内訳教えてください。それと、退職者の分の8,798円の内訳も説明いただければありがたいと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 すみません。収入済額の内訳ということですが、滞納者9件分をそれぞれ滞納分として収入していただきまして、なおかつまた同じく9名の方が残っているということで、退職者につきましても1名の方から8,798円いただいておりますので、なおかつまた残りがあるということですので、人数的には同じ人数になっております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 件数だけというのではなかったのですけれども、私の思いが通じなかったのかなと思ってちょっと残念なのですけれども、収入済額9名分、1名分それぞれが徴収してということで、その残が収入未済額で計上されているという説明をいただきましたけれども、基本的に収入済額の方々というか、人数と未済額が同数であるということは、今冒頭でご説明いただきました未済額の部分年度ごと確認させていただきましたけれども、私もちょっと課長早く最終的には聞き取れなかった部分もあるかもしれませんけれども、一般の人については平成16年から平成26年までの部分の計上、そして退職者の部分については14年、18、19、20年までということですので、逆に言えばその方々が同一人物であるということは、それ以降は納めているという形に判断できるのかなというふうに思っていますけれども、その点違うというか、その部分の内容をまず説明いただきたいと思えます。

もし仮にその後払っているという形であればどうして古いほうから、年度の平成14年だとか16年の部分を残してその後の部分で充当しているのか、その部分が私としては理解できない部分がありますので、私の解釈の仕方が間違っているのかもしれないけれども、それら2つについてご回答いただきたいというふうに思えます。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、1点目で滞納分の先ほどの年度の言い方がちょっと私が途中で中途半端な答えになってしまいましたので、まず一般分の9件は平成16年から平成30年までの間の分が入っているということですので、説明が途中言葉尻が足らなくなりましたが、該当する年度は平成16年から平成30年までの分が収入未済額となっております。退職者につきましては、14、18、19、20というようなことになっております。

この方々が現年度はということなのですが、現年分の今回未納の方が2名で4万4,700円となっております。そのうち1名の方が先ほどの滞納の部分と同一の方がいらっしゃいますので、実際今年度分と前年度分のを合わせますと一般被保険者で要は10名の方が滞納繰越しということになっているかと思えます。

収納についてなのですが、これは税ですとかほかのいろんな収納もそうなのです

が、収納の仕方の一つのやり方として、現年度分をまず納めていただいていると。併せて過去の分をお支払いいただくということになっているような取扱いでやっているかと思えますので、そのような形で過年度分が残ってきていると思います。あと、過年度分につきましては、それぞれ時効を期別ごと、年度ではなくて納期限ごとに時効が来てしまいますので、それに合わせて納期ごとに細かく徴収した部分を振り分けたりだとかというようなことのやり取りをして、時効を迎えないように、徴収するよというよなことで取り進めているのが事務的な話ですけれども、なっておりますので、いずれにしても過去の分がどうしても多額になっているものですから、基本的に多額になる前にまず目先のものをお願いすると。過去のものについては、またじっくりとやっていくというよなことで、二段構えでやらないと結局両方とも徴収やっていますとどっちつかずになって、結局また滞納額が増えていくというよなことになると思いますので、そのような形で進めてきていたというので今回はこのよな額になっております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明いただきました。今の事務的手法は説明いただきましたので、納得するか、しないかは別にして、事務取扱上の今までの過年度の経過も含めてそうしているというのは説明を受けて理解はしました。

ただ、私が心配しているのは、平成14年、16年、一般の方は16年から、退職者の方は平成14年からということでございますけれども、現年度、なるべく近くほうから埋めていくという部分も事務手続上の理論としては理解できないわけではないのですけれども、その点今説明いただきましたように過年度分を残すということは、時効に該当する事項が極めて事務手続上不都合が出るというふうにはまず判断できるのと、あと135ページ、136ページの中で諸収入の中で、これは一般会計も同じなのですけれども、延滞金・加算金及び過料という形の項目を設けております。その中で、現年度から、ある程度近い年度から徴収していくという形になると、やっぱり古くなればなるほどそういう部分の延滞利息や何かは当然発生する可能性があります。そうなってしまうと、今事務的に進めようとしている段階と現実のそういう部分のどうあるべきかという部分の現実論を対比すれば、私としては過年度から、古い順番から充当していくというのが正しいやり方でないかと思っているのですけれども、その見解について説明をいただければありがたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 現実的になかなか収納が滞る場合は、その方が年間負担できる額がどうしても決まってきているのかなという、その積み重ねで長い間滞納金があるのかなというところがありますので、できれば新たな滞納する方を増やさないというか、これはこの方だけをポイントにすればそういうことになる、別な話になるかもしれませんが、一般的には新たな方を増やさないように常に早め早めに対応するというのは、国保税に限らずいろんな収納関係の担当者は皆さんそういうよなことで取り組んでいますので、それはそれとしてやった中で過去の分もそんな中からお願いしているということになっていますので、

どちらが先かどうかということですが、結果的には入ってくる額がどっちに振り分けるかぐらいな形が現実的なことになっているかと思っておりますので、できればやっぱり新たな方を増やさないということを中心に組み立てているというのが実情であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確におっしゃることは分かるのですが、滞納部分をいかに減らすかというのは当然の対応でございますので、それ以上は私は言いたくはないのですが、基本的に未済額が、過年度の滞納繰越分に対しての収入済額が15%程度ということで、極めて低いということ自体が課題とすべきだと思うのです。新たに生まないのは当たり前だけれども、どうやって収納していくかという部分の難しさはあると思うのですが、これは人の命に関わる部分もありますので、極めて難しい判断ではあるかもしれませんが、やはりそこは適正に、税でございますので、公平に負担していただいて運用するという形でなければ私はいけないと思っていますし、その点の取り進めといいますか、基本的に事務整理の部分は理解できますけれども、滞納部分については古い順番からやっていかないと、もう一つプラス1で事務をもう一回やらなければ、もう一回というか、それに加えた事務整理をしなければならぬという部分が加わってくるので、私は基本的には古いものから、平成14年、16年とは言いませんけれども、やっぱり過年度の古いものから徴収して埋め合わせていくというほうが妥当性があると思っていますけれども、これ最後でございますけれども、その見解だけお示しいただければというふうに思っています。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 現実的な取り組み方というような観点でずっと話していたものですから、なかなか回答が申し訳なかったですが、ご指摘のとおり、古い部分については当然延滞金だとかの額がかさんでいくということですが、こちら先ほども税のところでもあったかと思うのですが、延滞金につきましては最終的に減免するような取扱いで従前からきているというようなことがあるものですから、その部分の取扱いが大きく変わるようなことがあればまた当然考え方を変えて、村に不利益になるような取扱いはできませんので、進めなければいけないとは思っておりますが、現状何とかこういう率ではおっしゃるとおりでもう一頑張りして収納額を上げなければいけないなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

次に、152ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

歳出からご説明申し上げます。決算書の158、159ページをお開きください。款1総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費は、予算現額2億4,479万4,000円、支出済額2億4,416万2,371円、不用額63万1,629円となっています。節11 需用費の不用額31万8,212円の主なものは、診療施設維持管理経費の需用費の消耗品費で13万1,337円、燃料費で7万5,636円、光熱水費で5万2,544円となっています。備考欄を御覧いただきたいと思います。(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守、管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、支出済額は1,703万8,890円です。令和元年度は、診療所修繕費において夜間出入口へのオートロックの取付け、リハビリ室のカビ修繕、非常用発電機蓄電池の修繕などを行っております。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、支出済額は11万1,012円です。(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、支出済額は9,057万7,798円です。(4)、総務一般事務経費は、臨時職員人件費、旅費、村長交際費、事務用消耗品費、通信費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料、各種負担金などで、支出済額は1億2,450万6,817円です。

160、161ページをお開きください。(5)、準職員賃金等は、準職員2名の人件費で、支出済額は1,192万7,854円です。

目2 車両管理費は、予算現額39万7,000円、支出済額33万2,099円、不用額は6万4,901円となっています。備考欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理に要する経費です。

次に、款2 医業費、項1 医業費、目1 医療用消耗器材費は、予算現額588万1,000円、支出済額568万4,627円、不用額は19万6,373円となっています。備考欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。

目2 医薬品衛生材料費は、予算現額1,080万円、支出済額1,063万4,290円で、不用額は16万5,710円となっています。備考欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費です。医薬品の購入費は、患者が抱える疾患の種類によって大きく変動します。医薬品につきましては、夜間、休日の急患に対応できるようある程度在庫に余裕を持ち確保しております。

目3 医療管理費は、予算現額1,058万4,576円、支出済額1,035万532円で、不用額は23万4,044円となっています。備考欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、医療設備の保守点検委託料、検査委託料などで、支出済額は753万7,984円です。(2)、医療機器借上経費は、睡眠時無呼吸症候群の治療器、在宅酸素供給装置の借りに係る経費で、支出済額は281万2,548円です。

目4 寝具費は、予算現額52万3,000円、支出済額48万7,629円、不用額は3万5,371円です。備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借りに係る経費です。

目5 医療用機械器具費は、予算現額1,824万9,424円、支出済額1,824万8,116円、不用額は1,308円です。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費です。令和元年度は、除細動器、エックス線撮影システムなどを購入しております。

項2 給食費、161、162ページをお開きください。目1 給食費は、予算現額260万5,000円、支出済額236万6,386円、不用額23万8,614円となっています。備考欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。令和元年度の食数は4,561食でありました。

款3 公債費、項1 公債費は、予算現額2,867万円、支出済額2,866万8,582円、不用額1,418円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子です。

款4 予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっております。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の152、153ページをお開きください。款1 診療収入、項1 入院収入は、予算現額3,436万4,000円、収入済額は3,371万432円です。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,313人、前年度比較249人の増となっております。今後も急性期で入院された方が退院した後の回復期の病床としての機能を担えるよう、高度専門医療を提供する医療機関との連携に努めてまいります。

項2 外来収入は、予算現額1億2,656万4,000円、収入済額は1億3,057万6,432円です。患者の年間延べ人数は1万7,811人で、前年度比較187人の減となっています。在宅での訪問診療の患者数は、年間延べ数で297件から360件に増加しております。主な要因は、グループホーム元気の里の入所の方が平成30年7月より訪問診療となったものでございます。

154、155ページをお開きください。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算現額1,894万6,000円、収入済額は1,913万9,456円です。乳幼児健診や高齢者入所施設の健康管理料などの各種診断料、各種予防接種診断料、住民検診料などでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、予算現額37万1,000円、収入済額は37万8,382円です。入院患者電気器具使用料、訪問診療患者の自動車使用料などでございます。

項2 手数料、目1 手数料は、予算現額6万8,000円、収入済額は6万6,000円で、これは医療事務取扱手数料です。

目2 文書料は、予算現額99万2,000円、収入済額は104万3,140円で、各種診断書料です。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 施設整備費補助金は、予算現額825万円、収入済額は同額の825万円です。除細動器、エックス線システム更新に係る補助金です。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算現額43万8,000円、収入済額は43万8,600円で、医師住宅使用料です。医師住宅2戸のうち1戸において築後15年が経過し、住宅使用料が変更となっております。

156、157ページをお開きください。款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算現額8,778万8,000円、収入済額は8,258万8,582円です。公債費分については、医療用備品の購入費、医療業務委託料に係るものでございます。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療施設勘定の収支の均衡を図るための一般会計からの繰入金です。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、予算現額3,527万6,000円、収入済額は同額の3,527万6,000円です。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。

款6繰越金は、前年度繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額84万7,000円、収入済額は86万7,963円です。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。

款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算現額860万円、収入済額は同額の860万円です。除細動器、エックス線撮影システムの更新に係る借入れです。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

164ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億2,103万5,099円、歳出総額3億2,093万4,632円、歳入歳出差引額10万467円、実質収支額10万467円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

7番、織田さん。

○7番織田議員 資料の中の21ページですか、国民健康保険診療所の運営状況が載っていますけれども、平成27年から元年までを調べてみますとそう大きな変動はないように思われます。その中で、最近結構村外から受診される人が多く増えているという話があります。それは事実かどうか分からないのですけれども、その村内と村外の受診される方の比率といえますか、人数がまず分かるかなということと、もう一つは学校の診療、学校の健診ですか、それにつきましても村内だけなのか、あるいは村外の学校まで家庭医ということでは結構名前も売ってきていますので、そちらのほうも診療されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 まず、村外者の方なのですが、外来患者のうちの比率でございますけれども、令和元年度の分しか手元に資料ございませんが、26.04%が村外の方の外来受診となっております。

学校医の件なのですが、学校医につきましては更別村内の学校医のみの受託ということになっております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 村外4分の1ですよ。結構更別村からも村の負担も多くなっている中において、今後の話になるかもしれぬけれども、これは私の意見になるかもしれませぬけれども、将来的には隣の町村とか近隣を含めた中の医療体制まで更別が担っていくような考えはないでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現在も訪問診療等においては、中札内村の患者さんについても訪問診療させていただいております。村外の患者さん、時間外診療などについても村内に限らず受診していただいているところがございます。更別の診療所で行う時間外診療につきましては、そういった村外も対象範囲として考えているところですが、そういった部分も将来的には評価していただきたいというふうに考えてはいるところですが、現在近隣町村とのその辺の具体的な協議には現状では至っていないというところがございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘の点ありまして、26.04%ですから、この部分については村外からも受診に来ていらっしゃるということもありますし、また訪問診療の点ではそういう形も行っていきます。総じて、今広域利用というふうな話もありましたけれども、その部分、あるいは村が負担している部分の財源、財政発動もそうですけれども、その部分を含めてやっぱり検討するべき時期にもそろそろ来ているのではないかというようなことでもありますし、その辺については部局とも相談しながら、関係町村ともちょっと連携を取りながら、その辺については検討を今後重ねていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、167ページ、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 令和元年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の令和元年度各会計決算資料22ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料の収入状況を添付してありますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明いたします。171、172ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算現額33万1,000円、支出済額32万9,298円、不用額1,702円で、この会計におきます経常的な一般事務経費の支出となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費、予算現額16万8,000円、支出済額16万7,922円、不用額は

78円です。後期高齢者保険料の賦課に係る経費の支出です。

目2滞納処分費は、実績がなかったため全額補正予算で減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5,480万7,000円、支出済額5,462万5,037円、不用額18万1,963円で、療養給付費に係る負担金と事務費負担金となっております。

款3諸支出金は、予算現額25万円、予算の執行はありませんでした。

款4予備費は、予算額50万円で、予算の執行はありませんでした。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入になります。歳入、167、168ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、予算現額1,426万円、節1現年度分は調定額、収入済額ともに同額であります。1,423万7,600円で、徴収率は100%となっております。

目2普通徴収保険料は、予算現額2,796万9,000円、節1現年度分は調定額、収入済額ともに2,786万5,700円で、徴収率は100%です。節2滞納繰越分は、調定額、収入未済額、同額の40万2,340円となっております。

続きまして、款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算現額1,353万6,000円、調定額、収入済額ともに同額であります。1,303万3,927円です。節1保険基金安定繰入金は、保険料の軽減に対する補填分です。節2その他一般会計繰入金の備考欄ですが、事務費に対する補填となっております。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、予算現額3万8,000円、調定額3万7,090円、収入済額同額です。

款4諸収入は、予算現額25万3,000円で、調定額、収入済額ともにありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

続きまして、173ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額5,517万4,317円、歳出総額5,512万2,257円、歳入歳出差引額5万2,060円、5の実質収支額は同額となっております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、176ページ、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和元年度の介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算

の補足説明をいたします。

まず、別冊であります。令和元年度の各会計決算書の資料23ページにそれぞれ構成表、それからサービス勘定の構成表、それと24ページには介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

まず初めに、事業勘定の歳出の補足説明になります。184ページ、185ページをお開きください。款1総務費は、予算現額595万9,000円、支出済額584万1,422円で、不用額は11万7,578円です。

項1総務管理費、目1一般管理費は、この会計におきます経常的な事務経費の支出となっております。支出済額150万506円、不用額9万2,494円です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、支出済額は12万8,595円、不用額6,405円です。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、認定調査に係る経費で、支出済額は86万1,236円、不用額は1万7,764円、主に認定調査票の印刷費、送付用郵便料、主治医意見取扱い手数料、介護認定調査訪問委託料などになっております。

目2認定審査会共同設置負担金は、支出済額335万1,085円で、不用額は915円です。

款2保険給付費は、予算現額2億9,919万7,000円、支出済額2億9,340万2,121円で、不用額は579万4,879円の決算となっております。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、支出済額2億5,250万6,651円、不用額は543万8,875円です。主に審査支払手数料、介護給付費を支出しております。不用額の内容は法定居宅サービス給付費で91万5,599円、法定施設サービス給付費144万6,225円、地域密着型居宅介護サービス給付費77万8,559円、地域密着型施設介護サービス給付費で216万133円が主な内容となっております。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、支出済額は1,377万6,426円で、不用額は14万2,048円です。備考欄(1)、介護予防サービス等事業は、介護予防給付費を支出しております。

次のページになりますが、186、187ページになります。項3高額介護サービス費、目1高額介護サービス費は、支出済額818万6,832円、不用額1万3,168円です。こちらは、所得による変動がありますが、利用者負担の上限額が決められておりまして、その上限額以上が高額介護サービス費として支給されております。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、支出済額83万6,705円で、不用額が1,000円です。これは、介護保険と医療保険の両制度の上限額を適用した後に世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給されるものとなっております。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、支出済額1,809万5,507円、不用額19万9,788円です。所得の低い要介護者の負担軽減のための居室料及び食費の軽減のために給付されております。

款3地域支援事業費は、予算現額5,220万6,000円、支出済額5,144万8,163円、不用額75万7,837円です。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済額1,045万8,696円、不用額は9万5,304円です。介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費などに係る支出となっております。

目2一般介護予防事業費は、支出済額492万4,471円、不用額は6万7,529円です。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、支出済額1万2,540円で、不用額は6万2,460円で、こちらは地域包括支援センターの事務費となっております。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額2,508万865円、不用額は20万3,135円です。(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から地域包括支援センターへ派遣されております社会福祉士の負担金、(2)の準職員賃金等は準職員の人件費となっております。

次のページになりますが、(3)の職員等人件費につきましては、保健師の人件費となっております。

188、189ページになりますが、目3任意事業費は、支出済額362万1,730円です。不用額は7万6,270円です。(1)、家族介護支援事業は、家族介護慰労金、6名の方に給付しております。備考欄(2)、任意事業につきましては、シルバーハウジングの管理委託業務が主なものとなっております。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額60万8,601円で、不用額は8万7,399円です。医療、介護連携のための研修会講師謝礼ですとか情報共有ツール使用料などを支出しております。

目5生活支援体制整備事業費は、支出済額556万5,000円で、不用額はありません。住民支え合いの仕組みづくりを進めるための事業を社会福祉協議会へ委託しておりまして、この科目からの支出となっております。

目6認知症総合支援事業費は、支出済額117万6,260円で、不用額は16万5,740円です。認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェの開催経費、認知症関係の研修会の開催経費等を支出しております。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、予算現額204万9,000円で、支出済額は186万893円、不用額は18万8,107円となっております。

次のページですが、備考欄(1)、事業基金積立金は、積み増し分で183万8,567円、利息分で2万2,326円を積立てしております。

款5諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、予算現額134万円で、支出済額は133万9,220円で、不用額は780円です。前年度分の介護給付費等の精算によります還付金を支出しております。

款6予備費は、予算現額100万円で、予備費充当はありませんでしたので、全額が不用額となっております。

続きまして、歳入ですが、176ページ、177ページお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、予算現額6,592万1,000円で、収入済額は6,623万5,000円、収入未済額は3万3,000円となっております。

目1の第1号被保険者保険料、現年度分につきましては、収入済額は6,617万4,500円で、収入未済額が3万3,000円、収納率は99.95%になります。節2の滞納繰越分は、調定額、収入済額、それぞれ同額で6万500円で、収入未済額はありませんでした。

次に、款2の使用料及び手数料、項1手数料、目1介護予防事業手数料は、介護予防事業に係ります生活援助員派遣手数料で、予算現額9万3,000円、調定額、収入済額、同額で9万3,600円となっております。

款3国庫支出金は、予算現額9,656万5,000円、調定額、収入済額、同額ですが、9,729万5,085円となっております。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、収入済額5,395万5,000円で、介護給付費に係ります国のルール分となっております。

項2国庫補助金、目1調整交付金、調定額、収入済額、同額の2,438万5,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費を基準として調整交付金の名目で交付されているものであります。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、調定額、収入済額、同額の353万1,800円です。歳出の款3地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されたものとなっております。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、調定額、収入済額、同額の1,414万5,285円で、歳出の款3地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業に交付されたものとなっております。

目4保険者機能強化推進交付金は、調定額、収入済額、同額の55万3,000円となっております。

目5事業費補助金は、調定額、収入済額、同額の72万5,000円です。

次のページになりますが、款4支払基金交付金、こちらは調定額、収入済額、同額で8,410万4,003円となっております。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、2号被保険者に係る保険者負担金分で、収入済額は8,087万9,319円です。

目2地域支援事業交付金は、322万4,684円の収入済額で、歳出の款3地域支援事業実施に係る交付金となっております。

款5道支出金は、予算現額4,954万円、調定額4,953万8,517円で、収入済額同額であります。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費に係る道のルール分で、調定額、収入済額、同額の4,104万8,500円です。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入

済額141万7,375円となっております。

目2地域支援事業交付金(その他事業)は、調定額、収入済額、同額ですが、707万2,642円となっております。

款6財産収入は、予算現額2万3,000円、調定額、収入済額、同額で2万2,326円となっております。こちらは、介護保険事業基金積立金の預金利子となっております。

款7繰入金は、予算現額6,187万3,000円で、調定額、収入済額、同額で5,760万825円となっております。

次のページになりますが、目1介護給付費繰入金は、収入済額3,667万5,265円で、介護給付費に係る村負担分を一般会計から繰り入れるものです。

目2地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、収入済額141万7,375円で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る村負担分となっております。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)については、収入済額677万2,203円で、包括的支援事業・任意事業分と地域支援事業との村負担のルール分を繰り入れしているものです。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、収入済額206万600円です。

目5その他一般会計繰入金は、収入済額776万8,152円で、事務費分と各種事業費分を繰り入れしております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、収入済額167万4,230円で、介護給付費がそれぞれのルール分で不足した分の繰り入れを行っております。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額は123万3,000円で、介護保険事業、サービス事業勘定の剰余金を繰り入れたものです。

款8繰越金は、予算現額306万7,000円で、調定額、収入済額、同額で306万7,784円となっております。

款9諸収入は、予算現額56万6,000円で、調定額、収入済額、同額で52万6,200円となっております。こちらは、介護予防事業の利用者の負担金となっております。

以上で歳入の説明が終わりまして、続きまして192ページになりますが、実質収支に関する調書になります。1の歳入総額は3億5,848万3,340円、2の歳出総額は3億5,389万1,819円、3の歳入歳出差引額は459万1,521円で、5の実質収支額は同額となっております。

以上で事業勘定の決算は終了させていただきたいと思っております。

続きまして、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の補足説明をいたします。

初めに、歳出ですが、197、198ページになります。款1事業費は、予算現額76万6,000円、支出済額74万4,924円で、不用額は2万1,076円となっております。

項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、支出済額3万714円、不用額は2万1,076円です。備考欄(1)、包括的支援等事業は、この会計における包括支援センターの経常的な一般事務費の支出となっております。

目2介護予防サービス等事業費は、支出済額71万4,210円で、不用額はありません。(1)、介護予防事業は、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計画の策定の社会福祉協議会へ

の委託分となっております。

款2諸支出金は、予算現額123万3,000円で、支出済額も同額です。この会計の余剰金を介護保険事業特別会計事業勘定へ繰り出してしております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。195ページ、196ページをお開きください。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、予算現額195万4,000円、調定額、収入済額、同額で206万6,280円となっております。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、予防計画策定費として介護報酬を収入しているものになります。

款2の繰越金は、予算現額4万4,000円で、調定額、収入済額、同額で4万4,847円となっております。前年度からの繰越金です。

款3の諸収入は、予算現額1,000円で、収入実績はありません。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、199ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額211万1,127円、歳出総額197万7,924円、3、歳入歳出差引額13万3,203円、5、実質収支額13万3,203であります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定の決算の補足説明となります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第5号、更別村簡易水道事業特別会計決算認定について補足説明させていただきます。

平成30年度から地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。また、1ページから2ページの決算報告書は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成をしております。

それでは、決算書1ページお開き願います。1、令和元年度更別村簡易水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用であります。まず、収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は1億3,775万720円、第1項営業収益の決算額は8,448万8,540円、第2項営業外収益の決算額は5,326万2,180円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は1億3,189万4,567円、第1項営業費用の決算額は1億3,019万3,942円、第2項営業外費用の決算額は113万5,751円、第3項特別損失の決算額は56万4,874円、第4

項予備費の支出はありません。

次に、2ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費などを計上しております。まず、収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は1億216万7,588円、第1項一般会計補助金の決算額は599万2,000円、第2項負担金の決算額は337万5,588円、第3項企業債の決算額は9,280万円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は1億1,090万2,731円、第1項建設改良費の決算額は9,977万4,184円、第2項企業債償還金の決算額は1,079万5,547円、第3項投資の決算額は33万3,000円となっております。

続きまして、3ページでございます。2の財務諸表、(1)、令和元年度更別村簡易水道事業損益計算書であります。こちらは消費税を除く表示となっております。1、営業収益は、水道使用料、給水工事手数料などで7,766万7,479円。2の営業費用、(1)、原水及び浄水費は、主に中札内施設維持管理負担金、十勝中部広域水道企業団からの受水費などです。(2)、配水及び給水費は、水道施設保守点検委託料、水質検査手数料などがございます。(3)、総係費は、職員の人件費、水道メーター点検業務委託料、水道アセットマネジメント計画策定業務委託料などがございます。(4)、減価償却費は、有形固定資産減価償却費でございます。合わせて1億2,602万5,855円。差引き営業利益は、マイナス表示ですので、損失4,835万8,376円となります。3、営業外収益は、一般会計繰入金基準繰り出し分、共同施設維持管理負担金、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などで4,653万467円。4、営業外費用は、起債長期償還利子などで196万1,850円、差引き4,456万8,617円に営業利益を加えた経常利益は、マイナス表示ですので、損失378万9,759円。5、特別損失は、消費税不足調整分でマイナス56万4,874円です。以上から、当年度純利益はマイナス表示ですので、純損失435万4,633円、前年度繰越利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金234万7,844円、当年度未処理利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金670万2,477円です。4ページでございます(3)、令和元年度更別村簡易水道事業剰余金処分計算書(案)のとおり、マイナス表示ですので、繰越し利益欠損金となります。その他の項目については、お目通しをお願いします。

続きまして、令和元年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。9ページをお願いいたします。2、工事、(1)、建設工事の概況、ア、建設改良工事では、中札内村共同施設において前処理装置設置工事を9,297万9,645円で行ってございます。

10ページをお願いいたします。3、業務、(1)、業務量の供給単価でございます。183円57銭で対前年度比18銭の減、給水原価は189円21銭で対前年度比2円35銭の減となっております。

11ページの4、会計、(1)、重要契約の要旨では、中札内村共同管理施設南札内浄水場前処理装置設置工事負担金事業を記載してございます。

12ページをお願いいたします。5、その他、水道使用料の収入状況です。3月末の現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は8,428万7,890円、収入未済額は693万500円で、収

納率は92.4%であります。参考として、4月末現在の収入済額は9,064万2,790円、収入未済額は57万5,600円で、収納率は99.37%でございます。その他の項目については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書です。13ページをお願いいたします。1、令和元年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローは、給水事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動によりまして287万5,641円の資金が増加しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローは、建設事業に係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により87万2,948円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入れと償還による現金の収支を表しております。本年度は、財務活動により9,045万7,148円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金増加額は9,245万9,841円で、期末の残高は1億223万4,826円となり、5ページにあります(4)、令和元年度更別村簡易水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致しているところでございます。

収益費用と資本的収入支出の明細書は、14ページから21ページです。固定資産明細書は22ページにございます。企業債明細書については23ページにございます。その他参考資料は24ページから26ページに掲載しておりますので、お目通しのほうよろしくをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号、更別村公共下水道事業特別会計決算認定について補足説明させていただきます。

これにつきましても平成30年度から地方公営企業会計に移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。1ページから2ページの決算報告書は消費税込みと、それから財務諸表などは消費税抜きということで作成してございます。

それでは、決算書1ページをお願いいたします。1、令和元年度更別村公共下水道事業決算報告書は消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用であります。まず、収入の第1款下水

道等事業収益の決算額は1億2,391万3,810円、第1項営業収益の決算額は4,758万5,380円、第2項営業外収益の決算額は7,632万8,430円となっております。次に、支出です。第1款下水道等事業費用の決算額は1億7,689万2,093円、第1項営業費用の決算額は1億6,808万8,841円、第2項営業外費用の決算額は880万3,252円、第3項予備費の支出はございません。

次に、2ページお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に下水道等事業を継続して維持するための建設改良費等を計上してございます。まず、収入の第1款下水道等事業資本的収入の決算額は9,487万8,401円、第1項企業債の決算額は1,720万円、第2項出資金の決算額は3,389万8,000円、第3項負担金の決算額は103万400円、第4項補助金の決算額は4,275万1円となっております。次に、支出でございます。第1款下水道等事業資本的支出の決算額は7,673万6,480円、第1項建設改良費の決算額は3,349万5,634円、第2項企業債償還金の決算額は4,284万846円、第3項投資の決算額は40万円となっております。

続きまして、3ページの2、財務諸表、(1)、令和元年度更別村公共下水道事業損益計算書になります。こちらは消費税を除く表示となります。1、営業収益は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料で4,371万3,920円。2、営業費用、(1)、管渠費は、下水道公共汚水ます修繕などがございます。(2)、処理場費は、下水道更別浄化センター、農業集落排水施設上更別浄化センター、個別排水処理施設の維持管理経費などがございます。(3)、総係費は、職員人件費、印刷製本費、通信運搬費、下水道ストックマネジメント計画策定委託料などがございます。(4)、減価償却費は、有形固定資産減価償却費などがございます。合わせて1億6,281万2,214円、差引き営業利益はマイナス表示ですので、損失1億1,909万8,294円。3、営業外収益は、一般会計繰入金、基準繰出金、過去に整備した下水道等施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などがございます。7,632万8,430円。4、営業外費用は、起債長期償還利子などで1,520万4,149円、差引き6,112万4,281円に営業利益を加えた経常利益はマイナス表示となりますので、損失5,797万4,013円でございます。以上から、当年度純利益はマイナス表示ですので、純損失5,797万4,013円、前年度繰越利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金7,964万4,647円、当年度未処分利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金1億3,761万8,660円ということで、4ページにございます(3)、令和元年度更別村公共下水道事業剰余金処理計算書(案)のとおり、マイナス表示ですので、繰越し利益欠損金となります。その他については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、令和元年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。7ページをお願いいたします。1、概況、(1)、総括事項、ア、処理件数ということで、3)の個別排水処理事業は261基で、対前年比9基の増となっております。

10ページをお願いいたします。3、業務、(1)、業務量、1)の公共下水道事業の汚水処理単価ですが、184円70銭で対前年度比38銭の増、汚水処理原価は480円69銭で対前年度

比3円68銭の減となっております。2)、農業集落排水事業は、11ページの汚水処理単価は193円18銭で対前年度比1円18銭の減、汚水処理原価は712円79銭で対前年度比55円45銭の減となっております。3)、個別排水処理事業の汚水処理単価は97円38銭で対前年度比44銭の増、汚水処理原価は270円60銭で対前年度比4円69銭の増となっております。

13ページをお願いいたします。5、その他、下水道等使用料の収入状況でございます。3月末の現年度分、滞納繰越分を合わせた収入済額は4,778万5,880円、収入未済額は272万9,850円で、収納率は94.6%であります。参考として、4月末現在の収入済額は4,732万8,115円、収入未済額は25万7,265円で、収納率は99.46%であります。その他については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書であります。14ページをお願いいたします。1、令和元年度更別村公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは、下水道事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動によりまして745万8,745円の資金が減少しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設事業に係る現金の収支で資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により2,559万254円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の借入れと償還による現金の収支を表しております。本年度の財務活動によりまして4,674万7,191円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金増加額は1,369万8,192円で、期末の残高は1,745万3,130円となり、5ページにあります(4)、令和元年度更別村公共下水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致しているところでございます。

収益費用と資本的収入支出の明細書は15ページから24ページです。固定資産明細書は25ページ、企業債明細書は26ページから27ページ、その他参考資料につきましては28ページから30ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ございません。本ページの184、185ページ、介護サービスの下の

欄の保険給付費の介護サービス等諸費の中の内容について少し説明を求めたいと思います。

当初計画で2億5,300万、そして補正で519万6,000円ということで補正いたしまして、増額しまして、最終的に不用額が543万8,000円ということで、説明の中にはちょっと早口で聞き取れなかった部分あるのですけれども、それぞれの主要な部分の法定委託サービス等の減額が要因になっているよという説明を受けましたけれども、まず増額補正して、必要という形の増額補正をしたはずなのですけれども、どこが一番課題となって不用額が出たのか、その点も含めて説明いただければというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 184、185ページの款2保険給付費の項1目1の介護サービス等諸費の負担金の内訳ということでよろしいですね。こちらは、それぞれ事業名としましては法定居宅サービス給付費、それから居宅介護支援給付費、法定施設サービス給付費、福祉用具購入給付費、住宅改修給付費、地域密着型居宅介護サービス給付費、地域密着型施設介護サービス給付費になります。

不用額が多かったのが法定居宅サービス給付費で91万5,599円ということで、こちらは当初から見ますと補正で330万ほど減額しながら支出してきておりまして、なお不用額が出たということになります。その次に大きなものとしましては、法定施設サービス給付費で不用額が144万6,225円となっております。こちらは、当初予算では4,392万円ほど予算組んでおりまして、3月の補正で320万ほど増額しております。決算額としては4,500万ということですから、当初予算から見ると不足するというようなことで3月で補正はしておりますが、結果としては残額が出てしまったのかなということになります。その次に大きなものとしては、地域密着型居宅介護サービス給付費で77万8,559円となっております。こちらもちょうど当初予算で8,518万8,000円予算計上しておりましたが、決算額としては9,129万441円ということで、不足するというのでこれも3月に688万1,000円ほど補正をしておりますが、なお補正した後に70万ほどの残額が出たということになります。最後に、地域密着型施設介護サービス給付費で、216万133円の不用額となっております。こちらは、当初予算で9,396万円予算見ておりますが、決算額では9,069万8,867円となっておりますので、こちらは3月の補正で101万1,000円減額補正をしておりますので、当初から見ると少なくなるという見込みで減額はしたのですが、まだ不用額が出てきたということになっております。

これは、それぞれの給付費になりますので、当初予算で見込みで過去の給付状況で見ると、実際の執行状況を見ながら補正予算で増額、逆にほかの科目で減額したりだとか調整はしているのですけれども、最終的な支出の段階で3月の補正の時点での見込みと実際の給付が乖離して、金額的にそのような形になっていると思います。

ちなみに、ここの節の負担金及び交付金の執行率につきましては、最終的に予算に対して97.89%の執行率となっておりますので、予算額も規模がでかいものですから、執行額からいきますと大きな金額になってくるのかなと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、決算書の200ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明を申し上げます。

200ページをお開きください。公有財産集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,473万5,306平方メートルで、決算年度中に12万3,286平方メートル増となっています。公共用財産、その他の施設1万1,330平方メートル減は、土地売却に伴う普通財産への分類替え等による異動で、その他の13万4,616平方メートルの増は、国営土地改良財産として剰余を受けたことによるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高234万4,327平方メートルで、決算年度中に1万7,880平方メートル増となっています。宅地7,068平方メートル増は、(仮称)新コムニ団地分譲用地として4筆の土地を購入したことなどにより8,998平方メートルの増、宅地分譲など4筆の土地売却などにより1,930平方メートルの減となりました。その他1万812平方メートルの増は、4筆の土地の寄附をいただき、9,922平方メートル増、土地売却等に伴う行政財産からの分類替えで1万1,330平方メートル増、5筆の土地を売却し1万3,170平方メートル減、財産管理上の異動で2,730平方メートル増によるものでございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、3,204立方メートル増の25万5,414立方メートルとなっております。

201ページ、202ページをお開きください。2、建物の部、木造は、決算年度末現在高1万8,724平方メートルで、決算年度中485平方メートルの増、非木造は決算年度末現在高5万7,448平方メートルで、決算年度中の増減はありません。合計で決算年度末現在高が7万6,172平方メートル、決算年度中485平方メートルの増となりました。行政財産、公共用財産、公営住宅、木造485平方メートルの増で、曙団地公営住宅新築によるものでございます。

203ページ、204ページをお開きください。3、基金につきましては、204ページの集計を御覧ください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億743万514円で、決算年度中増減高は8万2,939円の増となりました。債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計11の基金の決算年度末現在高は45億6,997万7,830円で、決算年度中増減高は5億3,470万9,649円の減となりました。債権は2億1,617万3,801円で、合計は47億8,615万1,631円です。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億3,971万4,604円で、決算年度中増減高は2,398万2,326円の増となりました。債権は183万8,567円、債務は167万4,230円で、合計は1億3,987万8,941円です。総計で51億3,346万1,086円となり、前年度比較2億9,430万6,246円の減となりました。

なお、各基金の詳細は、令和元年度基金管理運用状況調を提出させていただいております。

すので、ご参照願います。

205ページ、206ページをお開きください。4、有価証券は、決算年度末現在高3,042万円で、北海道内7空港の民間委託に伴い帯広市からとち帯広空港の運営等の指定を受けた運営者に対し、村が保有する帯広空港ターミナルビルの株式を譲渡するよう求められたことから、株券32万円が減となっております。なお、額面金額を残余財産配分金として収入をしております。

5、出資による権利は、決算年度末現在高4,089万9,536円で、決算年度中の増減はありませんでした。

6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は2億562万1,348で、全額超過納付金が増額しています。普通納付金配分金の振替で300万円の増、超過納付金配分金で262万1,348円の増、新たに2億円を積み立て、決算年度末現在高は13億323万8,025円となりました。

207ページをお開きください。7、物品は、購入価格1件30万円以上の物品を掲載しています。土木機械で除雪機1台が増となっております。車両は、大型トラクター購入で1台増、トラクター2台、小型貨物自動車1台の処分で3台減、差引き2台の減となっております。雑機械及び器具でソフトクリームフリーザー、ロータリーモア、除細動器、一般エックス線撮影システム、デジタルエックス線画像読み取り装置などの購入で11台増、アイスクリームフリーザー、Vプラウ、除細動器、デジタル画像診断装置、エックス線撮影装置、薬のうプリンターなどの処分で17台減、差引き6台の減となっております。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 村の土地の状況は、面積は聞いたのですけれども、買ったり、売ったりしていますから増えたり、減ったりする。2か所程度の土地に、今回同僚議員も一般質問する件もありますけれども、1点は村営牧場のD牧区、過去に私らも牛を放して、道路も直していませんし、恐らくあと数年投げておくと雑木で行けなくなって、隣の中札内村の牛は見えるのですけれども、うちのそれは傾斜もひどいし、そのまんま山に戻すつもりなのか。

それと、もう一点は、首長というか、村長が金の馬の土地、アシタカ勢雄の、失礼な話ですけれども、あそこもそのまんま恐らくなっていると思うのですけれども、そういうことに関しては、こういう場所で議論するしかないのかもしれないけれども、山に戻すなら戻しても結構ですし、そういう将来的な絵を描けとは言いませんけれども、いろんなことを手がけてくれるのは結構なのですけれども、そういうことについての論議はこの

場所しかできないと思ってあえて発言しているのですけれども、何かお考えって、なかなか職員さんでは難しい話なのでしょうけれども、僕はあと数年投げておくと恐らくD牧区なんていうのは通れなくなって、今でも恐らくおっかなくて行けないし、携帯も利かないのですけれども、あれは山に戻すつもりなのですか。それと、元アシタカ用地というのですか、面積承知していませんけれども、その辺のお考えがもしあるのであれば。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 まず、村営牧場のD牧区の関係でございます。ご承知のとおり、お話ありましたとおり、現在は休牧をしているところでございます。現在入牧頭数等が減少しております。D牧区を除くほかの牧区も休牧している状況でございます。かつてはD牧区には受胎牛、また馬を放したりしていたこともあったのですけれども、現在その後災害でちょっと通路が、施設内の道路が崩れた箇所等がございます。それ以降その場所の復旧が難しいということで、D牧区全体を休牧しているまま現在に至っております。ご指摘のとおり、草地の管理等もままならないような状況がございます。山に戻すというのか、自然に戻っていくような状況に現在のところではなっております。今の牧場の経営状態、また入牧頭数の関係から、牧場として、草地としての利用は難しいというふうに判断はしているところでございますけれども、あそこの土地自体が48ヘクタールほどD牧区全体でございますが、そのうちの草地に関しては10.5ヘクタールほどがたしか草地に、点在しているのですけれども、そのぐらいになっていたかと思えます。大部分が沢であったり、傾斜であったりという本当に更別の中では珍しい山というのか、傾斜も多い地域になってございまして、今後どのような活用になるかというところは牧場の経営含めて検討してまいりたいと思っておりますが、要望としては木を植えてほしいというような要望等も森林組合のほうからもいただいているところもございまして、いずれにしても人工の手を加えるには入っていくのが非常に難しいような状況でございまして、現在は有害鳥獣駆除の関係でハンターさんが出入りをするにはあるのですけれども、それ以外では一般の方の出入りというのはあまりできないような状況かなと思っております。

いずれにしても、適正な管理方法等について今後とも引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

(何事か声あり)

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 アシタカの土地でございます。所管がちょっと移動したりしたこともあるのですけれども、現在また産業課のほうに戻っているというようなところで、あそこの土地については旧アシタカ農事解散のときに関係機関、また近隣の農家等で土地の処分をした際に村が引き取ったものというふうに記憶してございます。容易に農地等への開墾ができないというようなところから財産処分の関係上、村のほうで、霧氷のスポットのそばということもあまして、自然保護の目的等も含めて村が引き取ったものというふうに認識してございます。

今後の活用というところにつきましては、有効な活用方法等について、特定の目的以外になかなか使いにくいというような土地の現状もございまして、これまでも村のほうで積極的な活用プランはないところではございます。あのままの状態でも自然環境のままというようところで保全はさせてもらっている形になりますが、有効な活用方法のご提案等もあればまた前向きに考えることもやぶさかではないかなというふうに思っているところでございますが、現状は現状維持というような形で考えているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 森林組合にも木をどうだと言われて、当然そうだと思うのです。ただ投げおいたって雑木というか、生えてきてどうしようもなくなることは分かっていることなのですから。だから、その辺、アシタカの敷地はどうなるかは別にしてもそうですけれども、やはり検討しますも結構ですけれども、きちっと目的意識を持って管理をしていかないと、財産がありますよと、10年たって行ったら入れません、今でも入れないと言っていますから、課長が、恐らくそうなのでしょう。ですが、過去には畜産振興をしたときにD牧区に私も妊娠牛を入れました。黒毛も入れました。どうしようもないと言うけれども、無償で草も頂きました。活用したときはしていたのですから。それで、もう牛も減ったし、あんなところといったって隣の村はそこまで牛来ているのですから、すぐそばまで。そういうことをいいますと、アシタカの特に敷地もそうなのでしょうけれども、やはりいつまでもほっておかないで、要望があれば応えますとかとそういうことにはちょっとならぬと思うので、森林確保とかいろんな名目があるとしたら僕は考えるべきだと思うのですけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本内課長のほうからお話をさせていただきました。公有財産ということで提示をさせてもらいながら、放置してある箇所というのですか、手をかけていない場所等があるのではないかとということで、ご指摘ごもっともであります。D牧区にしましても、私も何回か入らせていただきました。災害があった後、倒木とかいろんな道路の関係で破損している部分とか、なかなか入れないような状況もあって、何とか活用についてもいろいろとお話もあったわけですけれども、そういう話があればということではなくて、いろいろと今森林の植栽等についてもありましたので、その部分についても検討を、検討というか、何にもやらないということではなくて、しっかり展望性を持ちながらやっていくということが必要だと思いますし、松橋議員さんのおっしゃるとおりであると思います。

アシタカの部分についても、あの部分あのままだと本当に景観等、また一般質問のほうで織田議員さんのほうからも質問にお答えすることになっておりますけれども、その部分についてもやはり放置をするのではなくて、しっかり利活用等適切な運用というものも考えなければいけないと思います。若干ここでは具体的なお話はできませんけれども、幾つかお話が来たり、そういうようなことで協議をしている部分はありますので、その部分に

については本当に利活用が図られれば積極的に活用していくということで、ただ単に自然に返るまでそうやって放置をしていくというのではなくて、せつかくの公有財産でありますから、村有地でありますから、その利活用については積極的に考えて、計画性を持って検討していかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 令和元年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月15日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月15日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時04分散会)